

令和3年1月27日

会員各位

一般社団法人 信書便事業者協会
会長 伊東 博

QRコード付き交付申請書送付についての周知について（協力依頼）

貴社におかれては、平素から信書便事業へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、12月18日にマイナンバーカードの積極的な取得と利活用促進の呼びかけについてお願いしておりました。

今般、総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課長から別添のとおり、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるQRコード付き交付申請書（以下「交付申請書」という。）の送付及びその活用について情報提供がありました。

当該交付申請書は、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より順次送付されます。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請していただければ、マイナポイント（上限：5,000円分）の取得にも間に合います。また、本年3月からは健康保険証としての利用も始まり、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコストの縮減につながることを期待されます。

つきましては、貴社の従業員等に対し、交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、従業員等への呼びかけの際には下記ホームページ・動画についても御活用ください。

記

- ・ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・ 地方公共団体情報システム機構からの送付物について
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>
- ・ マイナンバーカード説明動画
「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」
<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>